

## インターネットにおけるヘイトスピーチ対策に関する法制度、 相談窓口等について

### 1 プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）

#### (1) 法律の趣旨・対象

特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利を定める。

→ **プロバイダ等による自主的対応を促し、実効性を高めるための環境整備**

##### 〈特定電気通信〉

インターネットでのウェブページや電子掲示板などの不特定多数により受信されるものが対象（放送に当たるものは対象外）

##### 〈特定電気通信役務提供者〉

プロバイダ、サーバの管理・運営者等が対象

#### (2) プロバイダ等の責任

##### ア 送信防止措置

被害者（権利侵害されたとする者）に対する責任／発信者に対する責任

##### イ 発信者情報開示

被害者（権利侵害されたとする者）に対する開示の要件・手続

### 2 プロバイダ責任制限法ガイドライン（プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会）

#### (1) 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン

特定電気通信による情報の流通により名誉を毀損され、又はプライバシーを侵害された者からの送信防止措置の要請に対する行動基準（判断基準、対応手順等）

→ **法務省人権擁護機関からの送信防止措置の依頼を受けた場合、特段の理由がなければ、当該依頼に基づいて送信防止の最小限度の措置を講じた場合、裁判所によりプロバイダ等が損害賠償の責任を免れるとの判断を期待**

#### (2) 発信者情報開示関係ガイドライン

発信者情報開示請求の手続や判断基準（権利侵害明白性の判断基準等：名誉毀損・プライバシー侵害、著作権侵害、商標権侵害について規定）

### 3 主な専門相談窓口

#### (1) インターネット違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進するため、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連する情報提供等を実施

##### 〈相談の対象〉

著作権侵害、誹謗中傷、名誉毀損、人権問題、自殺などに関する書込への対応や削除方法、その他トラブルに関する対応方法など

##### 〈対応〉

技術や制度等の専門知識・経験を併せ持つ相談員が丁寧に対応し助言（他に実務相談員や法務アドバイザーも設置）。相談内容に応じて、事例紹介や他の関連機関への紹介も実施

#### (2) インターネット・ホットラインセンター

インターネット上の違法情報への対応を効果的かつ効率的に推進するため、広くインターネット利用者から違法情報に関する情報提供を受け付け、一定の基準に従って情報を選別した上で、次の措置を実施

##### ① 警察への情報提供

犯罪に関連する情報、自殺関連情報等

##### ② プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する対応依頼

違法情報のうち一定の範囲の情報について送信防止措置等の対応を依頼

##### ③ 関係機関等への情報提供等

名誉毀損・プライバシー侵害情報の法務省人権擁護機関への情報提供等

##### ④ フィルタリング事業者に対する情報提供

ホットラインセンターが集積した違法・有害情報のデータベースを、定期的に情報提供